

競争的研究費等の管理・監査に係る方針

平成20年7月1日

徳島県立農林水産総合技術支援センター

平成23年4月1日全部改正

平成23年4月7日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日全部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この方針は、徳島県立農林水産総合技術支援センター（以下「センター」という。）における競争的研究費等の管理を適正に行うため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）等に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的研究費等 国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金
- (2) 不正 故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用
- (3) コンプライアンス教育 不正を事前に防止するため、センターが競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員に対し、自身が取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育
- (4) 啓発活動 不正を起こさせない組織風土を形成するために、センターが職員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般

(責任体制)

第3条 センターに、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び監事を置く。

2 最高管理責任者は、所長をもって充て、センター全体を統括し、競争的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

3 最高管理責任者は、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、必要な措置を講じる。また、

統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(2) 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、センター所属長会議等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について、所属長等と議論を深める。

(3) 自ら研究課に出向いて不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

4 統括管理責任者は、副所長をもって充て、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

5 統括管理責任者は、不正防止対策の基本方針に基づき、センター全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

6 コンプライアンス推進責任者は、各研究課長等をもって充て、当該所属における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

7 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる役割を担う。

(1) 所属における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

(2) 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての所属職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を確認する。

(3) 所属において、定期的に啓発活動を実施する。

(4) 所属における競争的研究費等の管理・執行についてモニタリングし、必要に応じて所属職員に改善を指導する。

8 監事は、研究調整管理課長をもって充て、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、センター全体の観点から確認するとともに、モニタリングや内部監査で明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(関係者の意識の向上と浸透)

第4条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員に対し、各職員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるコンプライアンス教育を一定の期間を定めて定期的を実施するとともに、受講状況及び理解度を把握する。

2 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員に対し、コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るため、誓約書の提出を求める。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員に対し、不正防止に向けた継続的な啓発活動を実施する。

4 全ての職員は競争的研究費等が公的な研究費であることを認識し、次の各号に掲げる行動規範を遵守する。

- (1) 業務の遂行に当たり、高い倫理観を持ち、関係する法令、県及びセンターが定める規程並びに配分機関が定めるルール等を遵守する。
- (2) 適正に事務手続を行い、適切かつ効率的・計画的に研究費を使用する。
- (3) 業者等との関係において、第三者からの疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動する。
- (4) 職員同士が協力し、不正を未然に防止する。

(ルール・職務権限の明確化)

第5条 競争的研究費等に係る事務処理手続や使用等に関するルール及び職務権限について明確化し、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員に対し周知するとともに、必要に応じて見直しを行う。

(不正に係る調査体制等)

第6条 不正に係る告発の受付、調査等は、ガイドライン及び「徳島県立農林水産総合技術支援センターにおける研究活動上の不正行為への対応等に関する要領」に準じて行う。

(不正防止計画の策定・実施)

第7条 不正防止計画の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）は、研究調整管理課とする。

- 2 防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに、センター全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 3 防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について、意見交換を行う機会を設ける。
- 4 防止計画推進部署は、内部監査と連携し、不正発生要因について、センター全体の状況を体系的に整理し、評価する。
- 5 統括管理責任者及び防止計画推進部署は、この方針に基づき、センター全体の具体的な対策のうち、最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
- 6 不正防止計画の策定に当たっては、不正発生要因への対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、随時見直しを行う。
- 7 各研究課等は、不正防止のため、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

(研究費の適正な運営・管理)

第8条 競争的研究費等による研究費は、徳島県会計規則、徳島県契約事務規則、配分機関が定める使用ルール等の関係規程を遵守し、適正に執行・管理する。

(情報発信・共有化の推進)

第9条 競争的研究費等の使用ルール等について、センター内外からの相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を研究調整管理課に設置する。

2 不正防止に係る責任体制、告発窓口、相談窓口等について、外部に公表する。

(内部監査の実施)

第10条 競争的研究費等の適正な管理のため、ガイドライン及び別に定める「徳島県立農林水産総合技術支援センター競争的研究費等内部監査実施要領」に基づき、内部監査を実施する。

(雑則)

第11条 この方針に定めるもののほか、競争的研究費等の適正な管理に関し必要な事項は、別に定める。